

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)すずらん 長期利用料

月額料金 (円)

令和7年4月以降

1割負担

		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要介護3	利用料	815	815	815	815	815
	食費	300	390	650	1,360	1,445
	居住費(個室)	880	880	1,370	1,370	2,066
	加算分	80	80	80	80	80
	処遇改善加算	125	125	125	125	113
	合計	2,200	2,290	3,040	3,750	4,519
月額(31日)		68,200	70,990	94,240	116,250	140,089

2割負担

		第4段階
利用料		1,630
食費		1,445
居住費(個室)		2,066
加算分		160
処遇改善加算		250
合計		5,551
月額(31日)		172,081

		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要介護4	利用料	886	886	886	886	886
	食費	300	390	650	1,360	1,445
	居住費(個室)	880	880	1,370	1,370	2,066
	加算分	80	80	80	80	80
	処遇改善加算	135	135	135	135	135
	合計	2,281	2,371	3,121	3,831	4,612
月額(31日)		70,711	73,501	96,751	118,761	142,972

		第4段階
利用料		1,772
食費		1,445
居住費(個室)		2,066
加算分		160
処遇改善加算		270
合計		5,713
月額(31日)		177,103

		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要介護5	利用料	955	955	955	955	955
	食費	300	390	650	1,360	1,445
	居住費(個室)	880	880	1,370	1,370	2,066
	加算分	80	80	80	80	80
	処遇改善加算	145	145	145	145	145
	合計	2,360	2,450	3,200	3,910	4,691
月額(31日)		73,160	75,950	99,200	121,210	145,421

		第4段階
利用料		1,910
食費		1,445
居住費(個室)		2,066
加算分		160
処遇改善加算		290
合計		5,871
月額(31日)		182,001

※入院中は、居住費のみご負担いただきます。7日目以降は、負担限度額の適用対象外になります。(1日/2,066円)

《その他の日常生活費》

嗜好飲料費・・・実費(1日200円)

理美容費(外部美容師による理美容を利用)・・・実費(1回2,000円)

電気器具使用料相当額(居室へのテレビの持ち込み・携帯電話の充電・冬場の電気毛布の使用など)
2台まで:1,300円 3台から:2,000円

入院中においては、居住費のみご負担いただきます。7日目以降は、負担限度額の適用対象外となります。(1日/2,006円)

エンゼルケア代金(4,500円):お亡くなりになられた際に着用する浴衣やお顔にかける布等の実費と、職員がお身体を清拭したりお化粧を行なう費用。浴衣をご準備いただける方は(2,500円)

《その他の加算》

初期加算・・・入居開始後30日間は、1日当たり30円(1割負担の場合)が加算されます。

又30日を越えて病院等へ入院し再び当施設を利用した場合も30日間は、上記金額が加算されます。

個別機能訓練加算(Ⅱ)・・・個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、訓練の実施の際に必要な情報を活用していることで月単位で20円が上記合計額に加えて算定されます。

科学的介護推進体制加算・・・入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報をLIFE(科学的介護情報システム)を用いて厚生労働省に提出していることで月単位で40円が上記合計額に加えて算定されます。

褥瘡マネジメント加算・・・入居者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて入居時等に評価するとともに、少なくとも3ヶ月に1回評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に活用していることで月単位で13円が上記合計額に加えて算定されます(褥瘡が発生しなかった場合)。

安全対策体制加算・・・外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることで、月単位で20円が上記合計額に加えて算定されます。

外泊加算・・・入院または外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じ、1ヶ月に6日を限度として1日当たり、246円(1割負担の場合)が加算されます。
ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しません。

《介護保険負担割合証》

- 1割** 下記以外の方
- 2割** 本人の合計所得が160万円以上、且つ同世帯の65歳以上の年金収入＋その他合計所得が単身で280万円以上
上世帯で346万円以上の方
- 3割** 本人の合計所得が220万円以上、且つ同世帯の65歳以上の年金収入＋その他合計所得が単身で340万円以上、2人
以上世帯で463万円以上の方

《介護保険負担限度額認定証》

- 第1段階** 生活保護受給者、市区町民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者
- 第2段階** 市区町民税非課税世帯で年金受給額80万円以下 預貯金：単身：650万円、夫婦：1,650万円
- 第3段階①** 市区町民税非課税世帯で年金受給額80万円超え120万円以下 預貯金：単身：550万円、夫婦：1,550万円
- 第3段階②** 市区町民税非課税世帯で年金受給額80万円超え120万円超 預貯金：単身：500万円、夫婦：1,500万円
- 第4段階** 上記以外の方

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)すずらん 長期利用料
令和7年4月以降

《3割負担》

要介護3	利用料	2,445
	食費	1,445
	居住費(個室)	2,066
	加算分	240
	処遇改善加算	376
	1日分合計	6,572
月額(31日)		203,732

要介護4	利用料	2,658
	食費	1,445
	居住費(個室)	2,066
	加算分	240
	処遇改善加算	405
	1日分合計	6,814
月額(31日)		211,234

要介護5	利用料	2,865
	食費	1,445
	居住費(個室)	2,066
	加算分	240
	処遇改善加算	435
	1日分合計	7,051
月額(31日)		208,581